

資料 19 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	電話番号（代表）
		環境保全審議会	
鳥取市	下水環境部環境課	○昭和 47 10 13	(0857) 22 - 8111
米子市	市民生活部環境保全課	○ " 45 10 7	(0859) 22 - 7111
倉吉市	福祉部環境課	○ 45 10 8	(0858) 22 - 8111
境港市	環境部環境対策室	○ 47 10 5	(0859) 44 - 2111
国府町	町民課		(0857) 22 - 0111
岩美町	町民課		(0857) 73 - 1411
福部村	住民課		(0857) 75 - 2111
郡家町	保健課		(0858) 72 - 0201
船岡町	民生課		(0858) 72 - 0044
河原町	町民課	○ 47 10 11	(0858) 85 - 0011
八東町	福祉課	○ 49 4 1	(0858) 84 - 2111
若桜町	町民課	○ 46 3 24	(0858) 82 - 1111
用瀬町	民生課		(0858) 87 - 2111
佐治村	民生課		(0858) 88 - 0211
智頭町	福祉課	○ " 45 7 27 (公害対策協議会)	(0858) 75 - 3111
気高町	民生課	○ 46 12 22	(0857) 82 - 0111
鹿野町	民生課		(0857) 84 - 2011
青谷町	町民課	○ 47 1 14	(0857) 85 - 0011
羽合町	町民課	○ 46 10 23	(0858) 35 - 3111
泊村	住民課	○ 47. 6. 20	(0858) 34 - 3111
東郷町	町民課	○ 46 12 22	(0858) 32 - 1111
三朝町	町民課	○ 46 4 1	(0858) 43 - 1111
関金町	町民課	○ 47 4 1	(0858) 45 - 2111
北条町	町民課	○ 45 12 22	(0858) 36 - 3111
大栄町	保健課	○ 46 10 1	(0858) 37 - 3111
東伯町	保健衛生課	○ 48 3 30	(0858) 52 - 2111
赤碕町	保健課	○ 46 6 1	(0858) 55 - 0111
西伯町	町民課	○ 48 3 24	(0859) 66 - 3111
会見町	建設課		(0859) 64 - 2211
岸本町	町民課		(0859) 68 - 3111
日吉津村	環境整備課	○ 46 11 1	(0859) 27 - 0211
淀江町	企画課	○ 47 7 1	(0859) 56 - 3111
大山町	企画課	○ 48 4 1	(0859) 53 - 3311
名和町	保健課	○ 47 4 1	(0859) 54 - 3111
中山町	町民課		(0858) 58 - 2111
日南町	企画課		(0859) 82 - 1111
日野町	町民課		(0859) 72 - 0331
江府町	民生課		(0859) 75 - 2211
溝口町	保健課		(0859) 62 - 0711

資料 20 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和 47 10 13	昭和 47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12. 14	49 1 1
大山町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
赤碓町環境保全条例	49 3 30	49. 3 30
東伯町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
三朝町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
関金町環境保全条例	53 3 29	53 3 29
西伯町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
羽合町環境保全条例	49 9 30	49 9 30
東郷町環境保全条例	49 10 1	49 10 1
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 16	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30

資料 21 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	鳥取トーヨーサッシ工業㈱	金 属 製 品	S48 12 28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業㈱	"	50 12 29	
	上原メッキ工業			
	太洋住研ホーロー㈱	窯 業		
	㈱山陰カッパ総合現像所	写 真 現 像		
	㈱アサヒメッキ	金 属 製 品		
	協同組合鳥取鉄工センター他 8 社		51 7 26	
	協鳥取菓子工業センター他 3 社	食 料 製 造	52 9 10	
	山根金属工業㈱	金 属 製 品	50 12.29	
	三洋製紙㈱	製 紙		
	鳥取三洋電気㈱	電 気 製	51 4 1	
	鳥取ダイヤモンド電気㈱	"	57 9. 8	
	大同端子製造㈱	"	"	
	丸米金属製作所	機 械 製		

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市 住民	㈱サンライズ Jコーマイクロエレクトロクス㈱ ㈱スイアン 鳥取県	食 品 製 造 電 気 製 品 電 気 器 具 工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	S63 7 1 63 8 1 H2 7.10 S52 1 10	市立会 "
米子市 住民 " " "	米子市 アスファルト合材㈱ 日建工業㈱ 日清ハム㈱	清 掃 工 場 建 設 アスファルトプント 宅 地 開 発 食 品 加 工 業	52 8 19 56 10 20 61 5 9 61 11 15	市議会立会 市立会 / "
倉吉市 " 住民 "	日本テック工業㈱ ㈱明治機械製作所 関金生コン㈱ 東伯町長他 倉吉市農業協同組合 白山環境開発㈱ 打吹建設㈱ 神鋼機器工業㈱	製 材 業 機 械 ・ 器 具 製 造 業 生 コ ン プ ャ ン ト 清 掃 工 場 建 設 畜 産 業 最 終 処 分 場 建 設 業 機 械	47 2 16 47 7 20 48 2 14 48 10 22 49 9 27 H元 11 24 47 11 8 50 2 21	住民立会 " 県立会 市立会 "
境港市	日本石油㈱ ㈱綿海化成	石 油 魚 腸 骨 処 理 場	49 9 20 H元. 2 16	
国府町	鳥取協同畜産㈱	産 産	63 7 25	
岩美町	三洋エクセル㈱	乾 電 池 製 造 業	58 5 7	住民立会
河原町	鳥取八木電子㈱ 日光電子工業㈱	電 気 製 品 製 造 "	48 10 19 49.10 29	
八東町	山本和正 中原好一 昭和樹脂化工㈱ 朝倉 勲 八東町農業協同組合	畜 産 化 学 製 品 畜 産 "	49 1 14 49 8 12 51 7 30 51 12 8 53 4 15	
智頭町	㈱いかり食品	食 品 製 造 業	63 6 10	
青谷町	鳥取トクオカ㈱	織 維 製 品	60 12 5	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
羽合町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水産食料品 天神川流域下水道 終末処理場設置	S47 6 1 51 5 1	
白村	富士西産業(株)	食料品製造	48 10 19	住民立会
三朝町	鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗信稔 川本仁志 広田正和 小椋興業(株) 三朝町農業協同組合 山本宏志	木材 木製品 土 石 畜 産 土 石 給 油 所 畜 産	57 10 14 58 5 2 60 5 15 60 8 13 60 10 11 61 5 7 H 2 7 6 2 7 6	住民立会
北条町	山陰自動車整備工業(株) 中部建設協同組合 三陽合繊(株) 前川菊次 北条町農業協同組合 中部舗装(株) 北条町農業協同組合 県中央自動車協同組合 相模ハム(株) (南)北条ジョーコーアパレル	車 輛 整 備 土 石 紡 績 農 産 物 処 理 フ イ ス セ ン タ ー ア ス フ ェ ル ト プ ラ ン ト 畜 産 車 輛 整 備 食 品 加 工 業 衣 料 品 製 造 加 工 販 売	50 9 20 50 6 28 53 10 5 52 6 13 52 3 19 54 10 31 56 6 15 56 8 20 59 9 1 63 1.26	住民立会
大栄町	(株)河 鶴 大栄町農業協同組合 東伯町農業協同組合 鳥取サンシャインセンター 新興螺子(株) (南)岡崎種鶏場 中原健治 梅窪広信	食料品製造 木材木製品 畜 産 ク ロ ー ー ン グ 機 械 部 製 造 畜 産	51 11 17 52 12 20 55 2 25 50 4 11 55 5 30 59 5 11 63 12 21 H元 11 14	(大根つけもの) (ハーグ粉碎)
任 民	大栄町農業協同組合 扶桑木材(株) 大栄町農業協同組合堆肥センター	フ イ ス セ ン タ ー 建 材 肥 料	52 11 11 47 1 20 56 10 3 57 12 13 58 7 27	町立会

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
赤 碓 町	富士西産業㈱	食 料 品 製 造	S48 10 28	県立会
	赤碓町農業協同組合	農 産 物 加 工	51 12 15	
	赤碓生コン㈱	生 コ ン プ ッ ト	49 12 27	住民立会
	上野水産㈱	水 産 食 料 品	49 1 22	
	赤碓町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	53 12 7	
東 伯 町	東伯町農業協同組合	畜 産	53 8 21	
	下伊勢畜産団地組合	”	53 2 20	住民立会
	川本正一郎	”	61 10 3	
	東伯町農業協同組合		61 12 5	
				覚 書
			62 7 27	同意書
			63 5 26	
	近藤 弘	牛 舎	63 5 26	
	小前孝夫			
	三島英幸			
	池山敏明			
	西本和昭			
	東伯町農業協同組合	畜 産	58 6 15	住民立会
		”	58 12. 7	
		”	58 12. 16	
	”	60 3 6		
	”	H 2. 5 14	住民立会	
住 民	”	52 12 28	町立会	
”	”	53 8 10		
”	”	55 3 25	覚 書	
”	”	60 3 6	”	
”	(有)東和資料	廃 品 処 理 業	58 2 23	町立会
”	東伯町農業協同組合	”	58 12. 15	覚 書
”	”	”	58 12 16	”
”	”	”	58 12. 25	”
”	”	”	60 1 8	”
”	”	”	60 1. 9	”
”	”	”	60 1. 14	”
”	”	”	60 1 25	”
”	”	”	60. 2 12	”
”	”	”	60 3 1	”
”	”	”	60 3 3	”

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村名	締結企業（工場）等			
住 民	東伯町農業協同組合	畜 産	S60 3 4	覚 書
"	"	"	60 3 5	
"	川本有希子	"	63 .9 30	
"	東伯町農業協同組合	"	63 12 20	
"	三浦幹雄	"	H 1 8 31	
名 和 町	山陰畜産㈱	畜 産	48 12 14	町立会
	山陰畜産㈱	"	58 3 15	
	㈱鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57 7 30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58 10 17	
住 民	枝谷純拓		50 10 11	
"	名和食鶏㈱		54 10 24	
"	キマチ医院	医 療	58 5 19	
"	㈱山 水 園	畜 産	51 5 10	
"	山陰畜産㈱	"	49 6 10	
大 山 町	㈱近畿北コン	生コンプット	48 1 31	住民立会
	㈱片木アル ャーム製作所	非鉄金属製品	60 10 17	
	山陰養食漁業協	養 殖	62 4 21	
西 伯 町	江崎グニコ㈱	食 料 品 製 造	49 11 20	覚 書 覚書（県立会）
	嶋田プレシジョン㈱	プラスチック加工	59.12 22	
	エヌオウケイメグフスティ ク㈱	自動車部品製造業	H元 7 28	
	エレテック鳥取㈱	電子部品製造業	H 2 6 1	
淀 江 町	朝日住建	ゴ ル フ 場	63 8 26	町立会
	大勇自動車	車 輛 整 備	50 5 15	
	山 根 巖	病 院	53 12 25	
	山本金属工業㈱	電 気 製 品 製 造	48 12 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53 8 17	
	㈱ノカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50 12 28	
	鳥取タイハツ販売㈱	自 動 車 販 売	H元 10 3	
住 民	米子精工㈱	機 械 加 工	51. 2 13	
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50. 2 13	
			59. 8 17	
	㈱大協組	土 石	49.10 21	
	ユーキノク	ハ チ ノ コ 店	58 6 23	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村名	締結企業（工場）等			
会 見 町	粟村製作所	機 械 器 具 製 造	49 5 15	県立会
	西部製砂協同組合	土 石	56 6 29	
日吉津村	王子製紙㈱	パ ル プ ・ 紙 製 品	51 10 8	
日 野 町	矢崎部品㈱	電 気 製 品	51 6 1	住民立会
	慶南産業㈱	砕 石 採 取	58 9 30	
	落合建材	真 砂 土 採 取	62 1 26	
日 南 町	㈱日清畜産センター	畜 産	49 10 2	住民立会
	大阪YMCA	キ ャ ン プ 場	55 9 30	覚 書
	日南碎石㈱	土 石	58 12 1	
	生山礦業㈱	〃	57 2 2	
		〃	60 3. 5	
	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	養 鶏	60 7. 1	覚書(含む住民)
	㈱日南フーズ	製 造 業	H元 6 28	
	生山礦業㈱	山 林 開 発	H元 10 20	住民立会
	住 民 山陰食鶏農協	養 鶏	63 11 9	覚書(町立会)
	〃 〃		H元 10 26	
〃 日 南 町	ゴ ミ 焼 却 処 理 施 設	H元 3 29	覚 書	
溝 口 町 住 民 (組合)	㈱大山アークカントリークラブ	ゴ フ 場	H元 3 22	住民立会
			H元 11. 1	〃
			H元 10 20	町立会

資料 22 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位 kL)

年度	製品別	揮発油	ナフサ	ジェット燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油合計
	57年度	使用量	225,290	0	14,185	103,609	158,763	117,956	21,891	93,689
	(構成比)	(30.6%)	(0%)	(1.9%)	(14.1%)	(21.6%)	(16.0%)	(3.0%)	(12.8%)	(100.0%)
	前年伸率	△0.4	—	0.1	△7.4	△6.1	4.4	△33.4	△14.9	△5.4
58年度	使用量	225,340	0	15,242	126,835	169,508	117,570	23,162	105,733	783,390
	(構成比)	(28.8%)	(0%)	(1.9%)	(16.2%)	(21.6%)	(15.0%)	(3.0%)	(13.5%)	(100.0%)
	前年伸率	0.0	—	7.5	22.4	6.8	△0.3	5.8	12.9	6.5
59年度	使用量	211,101	0	15,798	111,054	159,654	112,551	17,942	109,660	737,760
	(構成比)	(28.6%)	(0%)	(2.1%)	(15.1%)	(21.6%)	(15.3%)	(2.4%)	(14.9%)	(100.0%)
	前年伸率	△6.3	—	3.6	△12.4	△5.8	△4.3	△22.5	3.7	△5.8
60年度	使用量	211,315	0	21,138	114,551	160,410	110,164	17,001	105,562	740,141
	(構成比)	(28.5%)	(0%)	(2.8%)	(15.5%)	(21.7%)	(14.9%)	(2.3%)	(14.3%)	(100.0%)
	前年伸率	0.1	—	33.8	3.1	0.5	△2.1	△5.2	△3.7	0.3
61年度	使用量	219,565	0	20,826	114,043	168,935	109,102	14,116	105,580	750,167
	(構成比)	(29.2%)	(0%)	(2.8%)	(15.2%)	(22.5%)	(14.3%)	(1.9%)	(14.1%)	(100.0%)
	前年伸率	3.9	—	△0.1	△0.0	5.3	△2.8	△17.0	0.0	1.4
62年度	使用量	222,609		19,887	120,030	182,545	119,142	13,802	115,328	793,343
	(構成比)	(28.1%)	(0%)	(2.5%)	(15.1%)	(23.0%)	(15.0%)	(1.7%)	(14.6%)	(100.0%)
	前年伸率	1.4	—	△4.5	5.2	8.1	9.2	△2.2	9.2	5.8
63年度	使用量	233,062		21,505	133,797	208,379	137,786	7,479	142,732	885,100
	(構成比)	(26.3%)	(0%)	(2.4%)	(15.1%)	(23.6%)	(15.6%)	(0.9%)	(16.1%)	(100.0%)
	前年伸率	4.7	—	8.1	11.5	14.3	15.6	△45.8	23.8	11.6
元年度	使用量	234,896	0	23,150	114,735	208,829	144,380	1,985	138,063	866,044
	(構成比)	(27.1%)	(0%)	(2.7%)	(13.2%)	(24.1%)	(16.8%)	(0.2%)	(15.9%)	(100.0%)
	前年伸率	0.8	—	△7.7	△14.2	0.2	4.8	△73.5	△3.3	2.2

(注) 「エネルギー生産・需給統計月報」(通商産業大臣官房調査統計部)より抜すい。

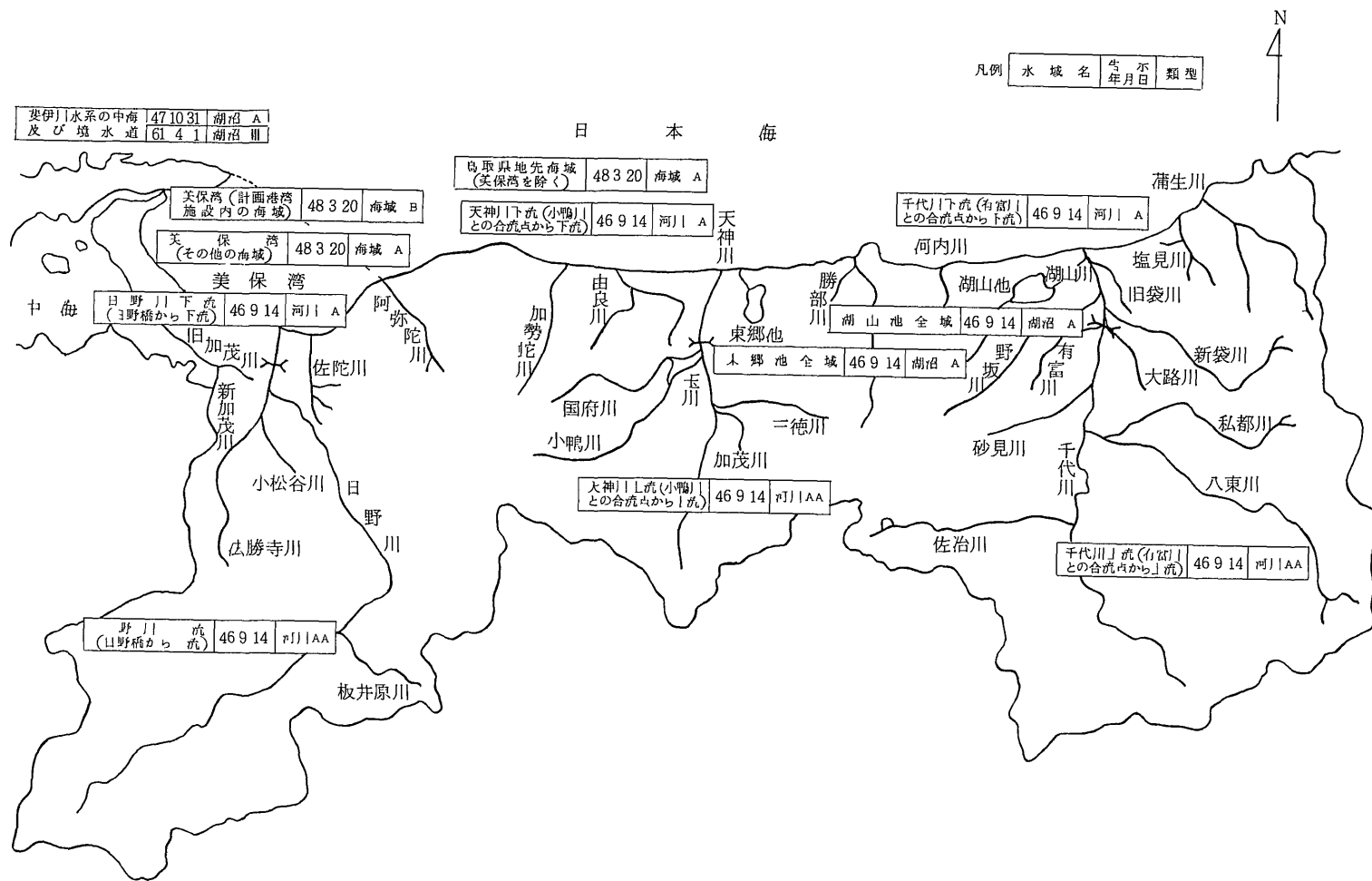
資料 23 県内自動車保有台数の推移

年月	昭和56年 3月末	昭和57年 3月末	昭和58年 3月末	昭和59年 3月末	昭和60年 3月末	昭和61年 3月末	昭和62年 3月末	昭和63年 3月末	平成元年 3月末
台数	237,679	247,635	257,284	264,624	270,905	281,596	290,646	302,237	312,951

(鳥取陸運支局調べ)



資料 24 環境基準類型指定概要図



資料 25 水質の経年変化 (昭和 59 ~平成元年度)

水 域 名	地点名	B O D 年 平 均 値 (mg / ℓ)						59 年 度	60 年 度
		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度		
(河 川)									
(1級河川)									
千代川水系									
千代川	賀 露	1.5	1.2	1.3	1.1	0.6	0.8	<0.5~4.8	0.7~2.6
	行 徳	1.0	1.1	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7~1.7	0.7~1.8
	源太橋	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.5~2.0	0.5~1.7
	稻 常	0.9	0.8	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6~1.4	<0.5~1.3
	佐 貫	0.8	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	<0.5~1.4	0.5~1.8
	市 瀬	1.1	1.3	1.2	0.8	0.6	0.7	<0.5~2.2	0.5~2.6
	毛 谷	0.8	0.9	1.2	0.6	0.6	0.6	<0.5~1.1	<0.5~1.7
八 東 川	米岡橋	0.9	1.0	1.2	1.1	0.6	0.7	<0.5~1.3	0.5~1.7
	万代寺	0.9	1.0	1.2	0.9	0.7	0.6	<0.5~1.7	<0.5~1.8
	岸 野	0.7	0.9	0.9	0.7	0.5	0.5	<0.5~1.1	<0.5~1.4
私 都 川	下門尾	0.9	0.9	1.1	1.2	0.7	0.7	<0.5~1.2	0.5~1.4
佐 治 川	別 府	1.0	1.0	1.2	0.9	0.6	0.7	<0.5~1.6	<0.5~1.6
天神川水系									
天 神 川	田 後	1.0	1.4	1.1	0.8	0.8	1.1	<0.5~1.7	<0.5~2.7
	小 田	1.4	1.1	1.2	1.0	0.9	1.0	0.5~4.8	<0.5~2.1
	大 原	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	1.0	<0.5~2.5	<0.5~1.0
	今 泉	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	<0.5~1.6	<0.5~0.9
	穴 鴨	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	<0.5~0.6	<0.5~0.8
小 鴨 川	巖 城	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.8	0.5~1.0	0.5~1.5
	河原町	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	<0.5~1.0	<0.5~1.1
	関 金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	<0.5~0.8	0.5~0.7
	今 西	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	<0.5~0.6	<0.5~0.7
三 徳 川	横 手	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	0.9	<0.5~1.4	0.5~1.2
	片 柴	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	<0.5~1.0	<0.5~1.1
加 茂 川	森	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5~0.8	<0.5~1.0

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

B O D 最小値 ~ 最大値 (mg/l)				x / y					
61年度	62年度	63年度	元年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
09~26	<0.5~32	<0.5~10	<0.5~11	2/12	1/12	1/12	1/12	0/12	0/12
08~16	<0.5~17	<0.5~13	<0.5~35	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	1/13
06~13	<0.5~11	<0.5~14	<0.5~18	5/12	6/12	5/12	3/12	4/12	2/12
<0.5~31	<0.5~14	<0.5~18	<0.5~19	2/12	2/12	3/12	6/12	2/12	1/12
<0.5~13	<0.5~13	<0.5~1.4	<0.5~13	3/12	5/12	2/12	2/12	1/12	1/12
06~21	<0.5~13	<0.5~0.9	<0.5~0.9	6/12	7/12	5/12	1/12	0/12	0/12
<0.5~19	0.5~0.8	<0.5~1.6	<0.5~1.0	1/12	4/12	8/12	0/12	1/12	0/12
<0.5~20	0.5~3.2	<0.5~0.9	<0.5~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
05~1.6	0.5~1.7	<0.5~1.1	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.9	0.5~1.0	<0.5~0.7	<0.5~0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
06~1.8	0.5~4.4	<0.5~1.1	<0.5~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
09~1.7	0.5~1.5	<0.5~1.0	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.4	<0.5~2.0	<0.5~1.4	0.5~2.7	0/12	2/12	1/12	0/12	0/12	1/12
0.5~2.6	<0.5~4.6	<0.5~2.2	<0.5~2.3	4/29	1/30	2/30	2/30	1/30	1/29
<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.0	0.5~1.4	2/30	0/12	0/12	1/12	0/12	6/12
<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.9	<0.5~1.1	3/12	0/12	0/12	0/12	0/12	1/12
<0.5~0.7	<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.7	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~1.0	<0.5~1.3	<0.5~1.1	0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~0.9	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~1.1	<0.5~0.8	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.7	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
06~1.3	<0.5~1.2	<0.5~1.4	06~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.3	<0.5~1.1	<0.5~0.9	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~0.8	<0.5~0.6	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地点名	B O D 又 は C O D 年 平 均 値 (mg / ℓ)						59年度
		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	
日野川水系								
日 野 川	皆 生	12	12	09	09	07	0.8	07~16
	車 尾	12	11	10	07	07	0.7	05~31
	八 幡	10	07	06	07	06	0.7	<05~27
	溝 口	08	08	06	06	06	0.7	<05~13
	武 庫	08	07	06	06	05	0.6	<05~15
	下 榎	07	06	06	05	05	0.6	<05~12
	生 山	08	06	07	05	05	0.6	05~14
	矢 戸	07	06	06	05	05	0.6	<05~11
法勝寺川	福 市	12	10	08	08	07	1.0	05~18
	法勝寺	09	07	07	07	06	1.1	<05~15
板井原川	高 尾	06	05	06	05	05	0.6	05~11
(2級河川)								
菰生川	3地点	09~14	10~19	10~18	09~12	07~08	06~08	05~27
塩見川		14~21	10~25	10~17	09~12	06~09	05~12	06~42
河内川		11~17	08~14	09~15	06~11	07~10	05~12	<05~35
勝部川		13~21	10~39	12~14	09~18	06~16	06~27	<05~31
由良川		09~20	18~30	16~32	16~26	18~24	17~32	<05~37
加勢蛇川		05~06	06~11	07~19	06~10	<05~06	06~10	<05~10
阿弥陀川		08~10	08~09	<05~06	05~07	05~06	06~1.1	<05~14
佐陀川		10~11	09~11	06~07	06~08	0.5~07	08~19	05~16
(都市河川)								
旧袋川	7地点	32~50	33~48	26~54	20~67	16~49	14~35	07~13
玉川	5地点	06~11	09~20	08~19	07~20	07~20	07~20	05~32
旧加茂川		93~24	97~27	88~11	86~26	57~15	45~98	25~67
〔湖 沼〕								
湖山池	4地点	56~79	59~61	57~62	65~68	54~70	55~58	28~34
東郷池		46~47	42~43	39~44	42~44	45~47	49~51	21~76
多鯨池	3地点	35~39	30~33	32~35	32~36	35~38	43~45	2.8~5.4
中海	5地点	23~47	17~47	2.3~4.6	2.3~5.0	2.4~5.7	2.5~5.2	1.2~8.7
〔海 域〕								
美保湾	8地点	1.4~2.2	0.9~1.5	1.1~1.9	1.2~2.2	1.2~2.7	1.4~2.2	<05~38
日本海沿岸		0.5~0.8	0.6~0.8	<05~1.3	<05~0.7	<05~0.6	<05~1.3	<05~1.4

BOD又はCOD最小値～最大値 (mg/ℓ)					x / y					
60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
<05~34	<05~18	<05~22	<05~14	<05~14	0/12	1/12	0/12	1/12	0/12	0/12
05~24	<05~21	05~13	05~12	<05~17	2/30	1/30	1/30	0/30	0/30	0/30
<05~13	<05~11	<05~21	<05~12	<05~14	10/30	2/12	1/12	1/12	1/12	1/12
<05~12	<05~09	05~09	<05~08	05~14	2/12	3/12	0/12	0/12	0/12	2/12
<05~10	<05~08	05~13	<05~07	<05~09	3/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<05~10	<05~09	<05~08	<05~08	<05~08	2/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<05~09	<05~12	<05~08	<05~07	<05~08	3/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12
<05~07	<05~08	<05~06	<05~08	<05~08	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
05~17	05~12	<05~11	<05~09	06~20	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~15	<05~11	05~18	<05~11	05~21	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~07	<05~07	<05~06	<05~06	<05~11	/12	/12	/12	/12	/12	/12
07~38	05~22	05~22	<05~12	<05~11	/12	/12	/12	/12	/12	/12
07~48	05~21	<05~17	<05~11	<05~16	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~17	05~21	<05~18	<05~17	<05~24	/12	/12	/12	/12	/12	/12
06~54	08~23	06~24	<05~24	<05~67	/12	/12	/12	/12	/12	/12
06~66	05~48	06~39	09~46	07~52	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~26	05~51	<05~20	<05~08	<05~12	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~16	<05~10	<05~11	<05~08	<05~16	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<05~20	<05~12	<05~14	<05~12	<05~34	/12	/12	/12	/12	/12	/12
10~13	09~10	<05~18	<05~39	<05~94	/114	/102	/102	/102	/102	/102
05~46	<05~43	<05~45	<05~86	<05~120	/60	/60	/60	/60	/60	/60
33~88	26~34	21~110	19~41	17~43	/60	/60	/60	/60	/60	/55
35~12	34~11	31~11	37~18	33~89	47/48	48/48	48/48	48/48	48/48	48/48
28~57	17~66	13~59	27~62	24~79	44/48	44/48	34/48	44/48	43/48	43/48
2.4~39	28~39	17~69	28~46	39~51	/12	/12	/12	/12	/12	/12
09~76	13~93	15~8.8	11~99	13~67	44/96	26/96	51/108	52/108	57/108	55/96
<05~31	<05~33	05~32	<05~39	07~40	17/96	4/96	10/96	13/96	25/96	23/96
<05~12	<05~17	<05~12	<05~09	<05~18	0/24	0/24	0/24	0/24	0/22	0/19

平成元年度水質測定結果総括表 (生活環境項目)

水 域 名		類型	N	p H			D O (mg / ℓ)		
				x / y	%	min~max	x / y	%	min~max
河 川	千 代 川	A A	5	0 / 60	0	66~74	0 / 60	0	77~13
		A	2	0 / 25	0	68~82	6 / 25	240	57~12
	天 神 川	A A	3	0 / 36	0	70~78	0 / 36	0	87~12
		A	2	0 / 42	0	69~78	0 / 41	0	71~12
	日 野 川	A A	6	0 / 72	0	65~79	0 / 72	0	87~13
		"	A	2	0 / 42	0	71~77	1 / 42	24
湖 沼	湖 山 池	A	4	2 / 48	42	68~88	14 / 48	292	60~12
		A	4	27 / 48	563	69~96	6 / 48	125	53~12
	中 海	A	16	46 / 192	240	72~94	69 / 144	479	42~14
海 域	美 保 湾	A	7	15 / 84	179	80~88	34 / 84	405	55~95
		B	1	2 / 12	167	81~86	0 / 12	0	55~89
	日 本 海	A	26	0 / 79	0	81~83	4 / 18	222	66~94
合 計	河 川	A A	14	0 / 168	0	65~79	0 / 168	0	77~13
		A	6	0 / 109	0	68~82	7 / 108	65	57~13
	湖 沼	A	24	75 / 288	260	68~96	89 / 240	371	42~12
		A	33	15 / 163	9.2	80~88	38 / 102	373	55~95
	"	B	1	2 / 12	167	81~86	0 / 12	0	55~89
合 計			78	92 / 740	124		134 / 630	213	

注 x / y 環境基準に不適合の日数 / 測定日数

BOD又はCOD (mg/l)			SS又は油分 (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100 ml)		
x / y	%	min~max	x / y	%	min~max	x / y	%	min~max
(BOD)			(SS)					
4/60	67	<05~19	0/60	0	<1~19	60/60	100	$1.3 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$
1/15	40	<05~35	1/24	40	1~78	23/25	920	$3.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
7/36	194	<05~14	0/36	0	<1~17	36/36	100	$4.6 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
2/41	49	<05~27	0/41	0	<1~18	42/42	100	$1.1 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^5$
3/72	42	<05~14	0/72	0	1~19	72/72	100	$1.1 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
0/42	0	<05~17	2/42	48	2~32	28/42	667	$2.7 \sim 5.4 \times 10^4$
(COD)			(SS)					
48/48	100	33~89	33/48	688	2~45	12/48	250	$2.3 \times 10 \sim 5.1 \times 10^3$
43/48	896	24~79	41/48	854	4~26	6/48	125	$6.4 \times 10 \sim 2.0 \times 10^4$
132/192	688	13~97	87/191	455	1~33	17/96	177	$<18 \sim 4.6 \times 10^4$
(COD)			(油分)					
23/84	274	07~40	0/84	0	ND	9/84	107	$<1.8 \sim 1.3 \times 10^4$
0/12	0	09~22	0/12	0	ND	-/12	-	$1.9 \sim 6.9 \times 10^3$
0/78	0	<05~18	0/79	0	ND	0/20	0	$<18 \sim 45$
14/168	83	<05~18	0/168	0	<1~19	168/168	100	$1.1 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
3/108	28	<05~35	3/107	28	<1~78	93/109	853	$2.7 \sim 2.4 \times 10^5$
223/288	77.4	13~97	161/287	561	1~45	35/192	182	$<18 \sim 4.6 \times 10^4$
23/162	142	<05~40	0/163	0	ND	9/104	87	$<18 \sim 1.3 \times 10^4$
0/12	0	09~22	0/12	0	ND	-/12	-	$1.9 \sim 6.9 \times 10^3$
263/738	356		164/737	223		305/585	521	

資料26 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準

(1) 中海流入区域に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分	既設特定事業場																	
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場			畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場			し尿処理施設(A)を設置する特定事業場			し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場			下水道終末処理施設を設置する特定事業場					
一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル)	二五〇	五一〇	一〇〇	二五〇	五一〇	一〇〇	二五〇	五一〇	一〇〇	二五〇	五一〇	一〇〇	二五〇	五一〇	一〇〇	二五〇	五一〇	一〇〇
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八・六以上			五・八・六以上			五・八・六以上			五・八・六以上			五・八・六以上					
	/			/			/			/			/					
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/
	日間平均	五〇	五〇	日間平均	五〇	五〇	日間平均	三〇	三〇	日間平均	三〇	三〇	日間平均	二〇	二〇	日間平均	二〇	二〇
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/	最大	一六〇	/
	日間平均	五〇	五〇	日間平均	五〇	五〇	日間平均	三〇	三〇	日間平均	二〇	二〇	日間平均	三〇	三〇	日間平均	三〇	一五
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	二〇〇	/	最大	二〇〇	/	最大	二〇〇	/	最大	二〇〇	/	最大	二〇〇	/	最大	二〇〇	/
	日間平均	一五〇	/	日間平均	一五〇	/	日間平均	一五〇	/	日間平均	一五〇	/	日間平均	一五〇	/	日間平均	一五〇	/
抽出物含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	五	/	最大	五	/	最大	五	/	最大	五	/	最大	五	/	最大	五	/
	最大	三〇	/	最大	三〇	/	最大	三〇	/	最大	三〇	/	最大	三〇	/	最大	三〇	/
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均	三、〇〇〇	/	日間平均	三、〇〇〇	/	日間平均	三、〇〇〇	/	日間平均	三、〇〇〇	/	日間平均	三、〇〇〇	/	日間平均	三、〇〇〇	/
	日間平均	三〇	三〇	日間平均	三〇	三〇	日間平均	二〇	二〇	日間平均	二五	二五	日間平均	一五	一五	日間平均	三五	三五
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日間平均	四	四	日間平均	三	三	日間平均	五	五	日間平均	三	三	日間平均	二	二	日間平均	二	二
	日間平均	四	四	日間平均	三	三	日間平均	五	五	日間平均	三	三	日間平均	二	二	日間平均	二	二



	新 設 特 定 事 業 場																					
その他の特定 事業場	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を設置 する特定事業 場					畜産食料品製 造業、水産食 料品製造業、 動物系飼料又 は有機質肥料 の製造業及び 動植物油脂製 造業に係る特 定事業場					し尿処理施設 (A)を設置す る特定事業場			し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事 業場			下水道終末処理 施設を設置す る特定事業場			その他の特定 事業場		
	二五 五〇	五一 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五一 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五一 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五一 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五五 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五五 〇〇	五五 〇〇	五〇、 〇〇	二五 五〇	五一 〇〇	一、 〇〇
	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	
	五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			五・ 八・ 六 以上 以下			
	一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			
	三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	三〇	三〇	二〇
	一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			一六 〇			
	三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	二〇
	二〇 〇			二〇 〇			二〇 〇			二〇 〇			二〇 〇			二〇 〇			二〇 〇			
	一五 〇			一五 〇			一五 〇			一五 〇			一五 〇			一五 〇			一五 〇			
	五			五			五			五			五			五			五			
	三〇			三〇			三〇			三〇			三〇			三〇			三〇			
	三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			三、 〇〇 〇			
	二五	二五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	三〇	三〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	
	四	四	三	三	三	二	三	三	二	二	二	二	四	四	三	三	三	二	一	三	三	二

(2) 美保湾流入区域に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分		パルプ製 造業及 木材工 業		その他 の特定 事業場	
		二五 五〇未 以上満	五〇 以上	二五 五〇未 以上満	五〇 以上
一日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)		二五 五〇未 以上満	五〇 以上	二五 五〇未 以上満	五〇 以上
項目 及 び 許 容 限 度	水素イオン濃度 (水素指数)	河川湖沼	五・八・六 以上以下	五・八・六 以上以下	/
		海域	五・九・〇 以上以下	五・九・〇 以上以下	/
	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	/
		日間平均	一二〇	九〇	一二〇
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	/
		日間平均	一二〇	九〇	一二〇
	浮遊物質 (単位 1リットル につきミリグラム)	最大	二〇〇	六〇	二〇〇
		日間平均	一五〇	五〇	一五〇
	抽出物質含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	類含有量	最大	五	五
		動植物油脂含有量	最大	三〇	二〇
	太陽菌群数 (単位 1立方センチ メートルにつき 個)	日間平均	三、〇〇〇	三、〇〇〇	/

備考

- この表において「特定事業場」とは、法第二条第二項に規定する特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の施設)というものを除く。以下「特定施設」というものを設置する工場又は事業場により同項に規定する特定施設とみなされる施設(以下「みなし特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の施設)」というものを除く。以下「特定施設」というものを設置する工場又は事業場以外の特種事業場をいう。
- この表において、「既設特定事業場」とは昭和六十三年十一月一日(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一の改正に
- この表において、「し尿処理施設(A)」とは、廃棄物の処理及び清掃に
- 「し尿処理施設(B)」とは「し尿処理施設(A)」以外のし尿処理施設
- 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれについて、第三條の表第二号に掲げる区域に排出される排出水のうち
- この表において、「し尿処理施設(A)」とは、廃棄物の処理及び清掃に

(3) 湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分	既設特定事業場			新設特定事業場		
	みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場
一日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	二五〇以上 五〇〇未満	一、〇〇〇以上 一、〇〇〇未満	二五〇以上 五〇〇未満	一、〇〇〇以上 一、〇〇〇未満	二五〇以上 五〇〇未満	一、〇〇〇以上 一、〇〇〇未満
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	三〇	三〇	九〇	九〇	二〇
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	三〇	三〇	九〇	九〇	二〇
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
	日平均	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	鉍含有量	最大	五	五	五	五
	油類含有量	最大	三〇	三〇	三〇	三〇
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日平均	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	間均	二五	二五	六〇	六五	一五
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	二五	二五	一五	一五	一五
	間均	四	四	三	八	八
リン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	四	四	三	八	八
	間均	四	四	三	八	八

備考

- 1 この表において「特定事業場」とは、みなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 「特定事業場」とは、みなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 3 この表において「既設特定事業場」とは平成元年八月一日前に既にみなし指定地域特定施設を設置しているものをいふ。「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外に規定する指定地域特定施設とみなされる施設をいう。
- 4 属することとなる場合は、この限りでない。
- 5 第一の特定事業場の区分に属することとなる場合においては、当該工場又は事業場の第一に掲げる上乗せ排水基準を適用する。

資料 27 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
中 海	米子市、境港市、島根県
東 郷 池	羽合町、東郷町

(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
多 鯰 ケ 池	鳥取市、福部村
中 海	米子市、境港市、島根県
池 の 谷 た め 池	倉吉市
佐 治 川 ダ ム 貯 水 池	佐治村
東 郷 池	羽合町、東郷町
中 津 ダ ム 貯 水 池	三朝町
菅 沢 ダ ム 貯 水 池	日南町
鶺 鴒 の 池	日野町
俣 野 川 ダ ム 貯 水 池	江府町

2 排水基準

(1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量 50 m<sup>3</sup>/日以上）

(2) 一般基準

窒素含有量 120 mg/l（日間平均 60 mg/l）

磷含有量 16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

（一般基準への対応が困難な業種については、平成2年7月15日から5年間暫定基準を適用）

(3) 暫定基準

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
窒 素 含 有 量 (単位mg/ℓ)	アルマイト加工業	200 (日間平均100)
	畜産農業	260 ( " 130)
磷 含 有 量 (単位mg/ℓ)	あん類製造業	40 ( " 20)
	畜産農業	50 ( " 25)
	電気めっき業	20 ( " 10)
	アルマイト加工業	200 ( " 100)
	磷及び磷化合物製造業	90 ( " 45)

c (排水基準)	一一〇	一一六	b	
	九〇	一〇二		
	六〇	六八・〇		
	五〇	五九・一		
	四〇	四七・三		
	三〇	三四・〇		
	二〇	二二・七		
				〇・九七
				〇・九六
				〇・九七

とする。

める数値とし、cは当該排水基準(単位 1リットルにつきミリグラム)値に係る排水基準(以下「排水基準」という。)の区分に従い次の表に定四十号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及び水質汚濁防止法第三条第三a、b及びc a及びbは湖沼特定事業場の排水水に適用される水質汚濁メートル)

Q〇 この規制基準の適用の際における排水水の量(単位 一日につき立方メートル)  
 Q 排水水の量(単位 一日につき立方メートル)  
 L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)  
 値を表わすものとする。

湖沼特定事業場の区分	規制基準
一 業場(以下「新設事業場」という。)とされる湖沼特定事業場(以下「新設事業場」という。) 平成二年七月十五日以後新たに設置	$L = a \cdot Q \times 10^{-3}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場	$L = [a \cdot Q \cdot Q_0 + c \cdot Q_0] \times 10^{-3}$

負荷量規制(湖沼法第七条第一項)  
 新增設の湖沼特定事業場に対する化学的酸素要求量に係る汚濁

(一) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。  
 (二) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設に係る使用の方法  
 (一) 以上の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられること。  
 (二) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。

(三) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。  
 (四) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう  
 (五) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。

(六) 汚物を保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。  
 (七) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。

(八) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚切な広さと高さを有すること。  
 (九) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう適支障を来さない構造とすること。

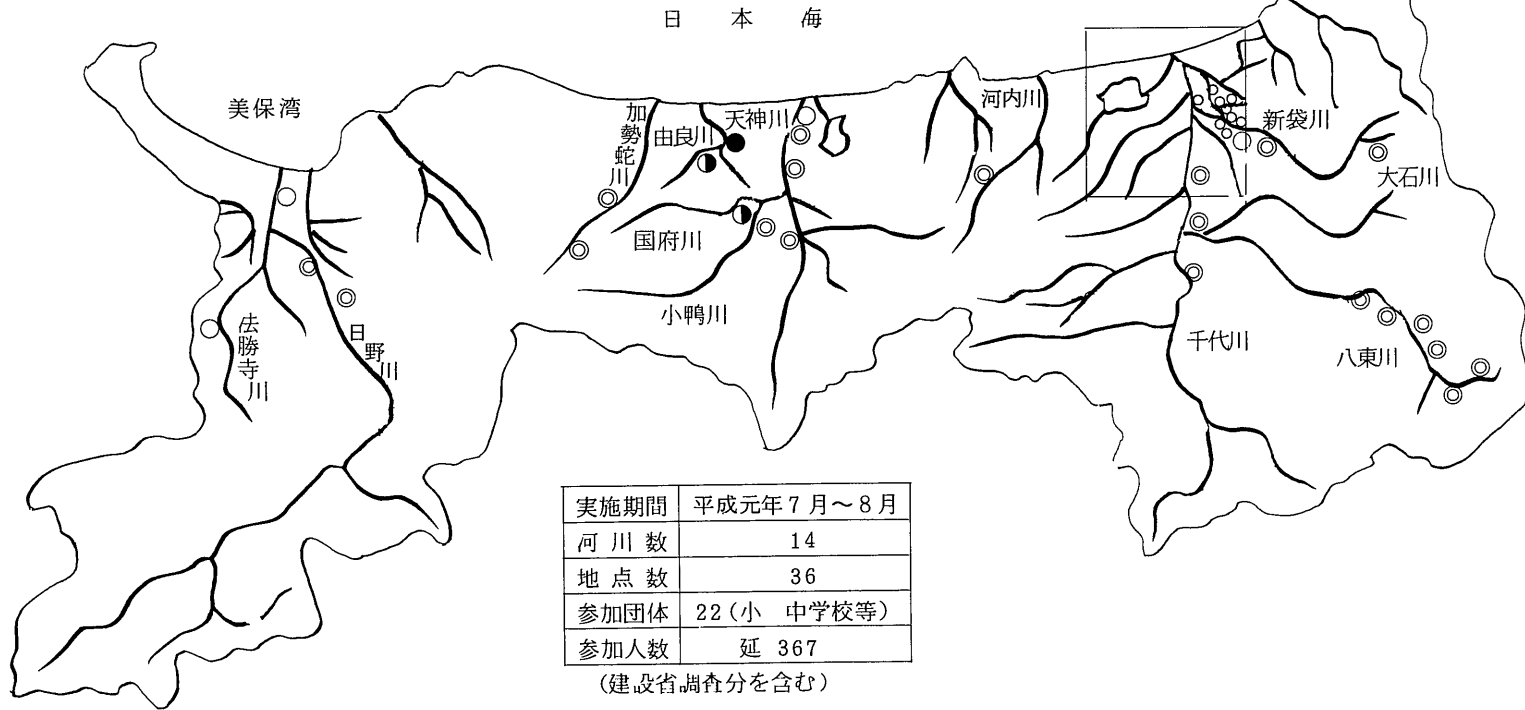
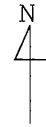
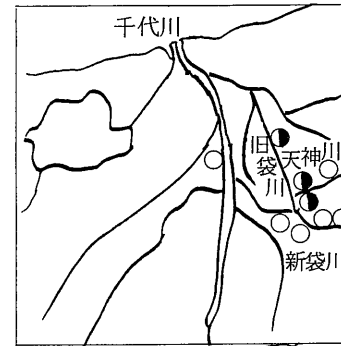
(一〇) 豚房、牛房及び馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に造及び使用の方法に関する基準

1 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第一号又は第十条に掲げる施設に係る構造及び使用の方法に関する規制(湖沼法第十九条第一項)

指定施設、準用指定施設(一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設)

資料 28 水生生物による水質調査結果 (平成元年度)

凡 例	
きれいな水	◎
少しよこれた水	○
きたない水	●
大変きたない水	●



実施期間	平成元年 7月～8月
河川数	14
地点数	36
参加団体	22 (小 中学校等)
参加人数	延 367

(建設省調査分を含む)

資料 29 名 水 一 覧

(1) 名水百選 (昭和60年3月環境庁選定)

名 称	水 の 形 態	所 在 地	交 通	概 要
あめまな 天の真名井	湧 水 (湧水量 2,500 m <sup>3</sup> /日)	西伯郡淀江町高井谷	山陰線淀江駅からバスで10分さらに徒歩3分	「アメノマナイ」とは、清浄な水に付けられる最大級の敬称であり幅15m、奥行5mほどの清水の湧く美しい池を源とした水域は、地域の人々に利用され、大切に管理されている。

(2) 因伯の名水 (昭和60年6月県選定)

(昭和60年6月県選定及び平成2年12月県追加選定)

区分 (注)	名 称	所 在 地 (交 通)	水 の 形 態	概 要
暮 ら し の 中 の 泉	よ ろ し み ず の 清 水	八頭郡八東町用呂 (若桜鉄道丹比駅からバスで10分 さらに徒歩5分)	湧 水 ( 3,000 m / 日 )	清澄な湧水で今でも、地区住民の生活用水として大切に保全、活用されており、また、重要なかんがい用水の一つでもある。
	よ せ し み ず の 清 水	気高郡気高町殿 (山陰線浜村駅からバスで15分)	湧 水 ( 1,000 m / 日 )	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な湧水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用されている。
	う の じ ぞ う 宇 野 地 蔵 「 ダ キ 」	東伯郡羽合町宇野 (山陰線倉吉駅からバスで25分)	湧 水 ( 70 m / 日 )	径文の彫られた巨岩と地蔵三体を祭る法華堂があり、その中にある「ダキ」と通称される湧水で地蔵盆行事などで親しまれている。
	じ ぞ う だ き い ず み の 泉	西伯郡岸本町丸山 (伯備線岸本駅からバスで15分 さらに徒歩2k)	湧 水 ( 30,000 m / 日 )	数箇所から湧水が湧き出しており庵地蔵が祭られている。水道水源、かんがい用水に利用され、セ)、クレソンの栽培を行なっている。
	み や の 泉	西伯郡淀江町本宮 (山陰線米子駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湧 水 ( 15,000 m / 日 )	水源一帯はめずらしい亜熱帯性のクノハツン等が群生しており、豊富な湧水は、生活用水、マジマス、アマゴの養殖に利用されている。
ふ れ あ い の 水	た ね が い け 池	鳥取市覚寺 岩美郡福部村湯山 (山陰線鳥取駅からバスで20分)	湖 沼	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど観光客をはじめ、多くの人々に憩いの場として親しまれている伝説の池。
	せん だい が わ 川 (用 瀬 町 水 域)	八頭郡用瀬町 (因美線用瀬駅から徒歩で5分)	河 川	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は江戸時代から続いている流しびなの里として、町民の心の清流であり、釣人、トライブーの憩いの場となっている。
	さん おう だ き い き 水 域	八頭郡佐治村中 (山陰線鳥取駅からバスで60分) さらに徒歩で5分)	河 川	山王庵を中心とした自然性豊かな美しい水辺には、キャンプ場、遊歩道などが整備され、特に夏、秋は多くの人々が訪れている。
	お お い け 池	東伯郡関金町泰久寺 (山陰線倉吉駅からバスで40分 さらに徒歩10分)	湖 沼	静かな湖面に表大山と蒜山三山がうつる美しい景観は四季を通じ人々に親しまれ、特に夏はホート、カーヌを楽しむ人々にきわむ。



辺	おお 大	の 野	いけ 池	西伯郡大山町飯戸 (山陰線大山口駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湖	沼	湖岸は水際から広がりをみせて野原となって松林に連なり、山腹にいだかれた美しい湧水の池で四季を通じ訪れる人々が多い。		
	う 鶴	の	いけ 池	日野郡日野町下黒坂 (伯備線黒坂駅から4.2 k)	湖	沼	標高400 mの山頂にある周井4 kの美しい池で、公認のオリエンテーリングコースをはじめ、春の鶴の池マッソンなど人々のふれあいの場となっている。又、周辺は野鳥の天国である。		
歴 史 の 水	こ 垢	り 離	とり 取	がわ 川	河	川	霊場三徳山の雨水を集めて流れる清流。昔、参拝者がこの水で身を清めて入山したと伝えられる「身清めの滝」がある。		
	てん 天	の 皇	すい 水	東伯郡赤碕町高岡 (山陰線赤碕駅からバスで15分)	湧 (	水 500 m / 日)	後醍醐天皇が隠岐島から京都に還御の途中、天皇の指さされた岩を起したところ、泉が湧き出したと伝えられる。今も地域の生活用水として使用されている。		
	あか 赤	まつ 松	の	いけ 池	湖	沼	古くから雨ごいや、幸福を成就する女蛇神が住むと広く言い伝えられた伝説の池。		
ふ る さ と の 溪 流	あめ 雨	だき 滝	いけ 溪	こく 谷	河	川	(雨滝川…雨滝を中心に上、下流300 m及び仏谷川上流300 m程度) 水量豊富な滝を有する溪谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地、紅葉など訪れる人が多い。		
	み 三	たき 滝	いけ 溪	八頭郡河原町北村 (山陰線鳥取駅からバスで20分 さらに徒歩30分)	河	川	(曳田川…千丈滝から下流3 k程度の間) 変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている。		
	もろ 者	が 鹿	いけ 溪	こく 谷	河	川	(来見野川…諸鹿部落から上流5 k程度) 宍岩で出来た岩や諸鹿七滝と称される滝々の奇観が続き、一帯にブナ、トチの自然林が広がる景観がすばらしい。		
	あし 芦	ず 津	いけ 溪	八頭郡智頭町芦津 (因美線智頭駅からバスで20分 さらに徒歩30分)	河	川	(北枝川…三滝を中心とした上、下流4 k程度) 芦津自然保護林の中を流れる水量豊富な溪流で、新緑から紅葉まで、キャンプ、釣りなど訪れる人が多い。		
	ふ 不	どう 動	だこ 谷	がわ 川	ゆっ 流	い 域	河	川	(不動谷川…不動山入り口から妙円滝の間1 k程度) 趣きを異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな溪流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い。
	お 小	じか 鹿	いけ 溪	東伯郡三朝町中津～神倉 (山陰線倉吉駅からバスで50分 さらに徒歩30分)	河	川	(小鹿川…中津ダムかえ神倉の間3 k程度) 昭和12年、文部省の「名勝地」に指定。深い緑色の水流に美しい景観が映え、心のやすらぎを覚える。		
	せつ 石	か 霞	いけ 溪	日野郡日南町生山 (伯備線生山駅から徒歩で15分)	河	川	(石見川…生山から上流3 k程度) 奇岩、怪岩の名所として古くから知られ、特に春のつつじ、秋のもみじの景観のすばらしい溪流である。		

(注) 暮らしの中の泉…昔から地域の人々の日常生活に深いかかわりを持ってきた湧水等で住民の保安全管理によって大切にされ現在に引きつがれているもの。  
ふれあいの水辺…きれいな水や水辺を保つために努力されており、人々が水とふれ合い水に親しむことによって心に安らぎを与える憩いの場としての水環境。  
歴 史 の 水…本県の歴史や伝説にふさわしい故事来歴を有するもの。  
ふるさとの溪流…溪流の中でも特に自然美豊かで、後世に残しておきたい水域で併せて観光などの親水性のあるもの。

資料30 鳥取市内各水準点沈下量の経年変化

水準点番号	029 119	009 -209	(1)	029 118	1067	(3)	1068	(2)	(4)	029 116
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町	西町五丁目	本町一丁目	行徳	新品治	吉方温泉一丁目	幸町	吉方温泉四丁目
昭和50～53年度の沈下量 (S 49.6～53.7)	15.40 (3.77)	8.04 (1.97)	8.29 (2.03)	7.21 (1.77)	6.76 (1.66)	5.39 (1.32)	3.44 (0.84)	3.35 (0.82)	1.81 (0.44)	1.41 (0.35)
昭和54年度の沈下量 (S 53.7～54.7)	3.66	2.37	1.64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67		
昭和55年度の沈下量 (S 54.7～55.7)	3.80	1.13	1.09	1.20	0.62	0.48	0.25	0.15		
昭和56年度の沈下量 (S 55.7～56.7)	2.61	1.43	1.28	1.26	0.89	0.81	0.51	0.31	S53.7 -56.7 0.51 (0.17)	S53.7 -56.7 0.68 (0.23)
昭和57年度の沈下量 (S 56.7～57.7)	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04	0.22
昭和58年度の沈下量 (S 57.7～58.7)	1.16	1.03	0.55	0.35	0.33	0.46	0.12	0.19	0.33	0.09
昭和59年度の沈下量 (S 58.7～59.7)	1.02	0.59	0.52	0.44	0.21	0.23	0.24	0.09	0.04	+0.02
昭和60年度の沈下量 (S 59.7～60.7)	0.67	0.37	0.43	0.23	0.35	0.18	0.07	0.10	+0.03	0.13
昭和61年度の沈下量 (S 60.7～61.7)	0.85	0.60	0.60	-	0.45	-	-	-	-	-
昭和62年度の沈下量 (S 61.7～62.7)	0.65	0.33	0.46	-	0.39	-	-	-	-	-
昭和63年度の沈下量 (S 62.7～63.7)	0.55	0.29	0.31	-	0.20	-	-	-	-	-
平成元年度の沈下量 (S 63.7～H元7)	0.73	0.67	0.35	-	0.16	-	-	-	-	-
計 { S 49.6 ～ H元.7 の沈下量 }	33.35	17.40	16.48	S 49.6 -60.7 12.47	11.82	S 49.6 -60.7 8.55	S 49.6 -60.7 6.06	S 49.6 -60.7 5.00	S 49.6 -60.7 2.62	S 49.6 -60.7 2.51

(注) (1) 沈下量の( )は1年間の沈下量に換算したもの。  
 (2) -は測量休止。  
 (3) 沈下量の+は降起したもの。

(単位 . cm)

1121	1066	(5)	053 133	「建」	029 117	(7)	(8)	009 210	(9)	(10)
立川町四丁目	吉成	富安	今町二丁目	田園町四丁目	庖丁人町	秋里	江津	安長	秋里	秋里
1 27 (0 31)	1 24 (0.30)	1.52 (0.37)	1.20 (0.29)	{S 53 設置}						
			(亡失)	8 47	{S54測 量開始}					
			{S 54 再設}	5.38	0 42	{S 55 設置}	{S 55 設置}	{S55測 量開始}	{S 55 設置}	{S 55 設置}
{S 53.7 ~56.7 0 76 (0.25)}	{S 53.7 ~56.7 0 71 (0.24)}	{S 53.7 ~56.7 0 38 (0 13)}	0 22	4 45	0 45	4 36	3.84	2.42	1.74	1.46
0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0 26	2 90	2.57	1 62	0 70	0.77
+0.13	0 29	0.22	0.16	2 28	0.16	2 56	2 37	1.36	0.68	1 18
0.02	0.07	0.01	0 04	2.20	0 09	2.37	2.19	1 26	0 92	1 10
0 13	+0 06	+0.05	+0.12	1.37	0 14	1 94	1 67	0 92	0.31	0 55
-	-	-	-	1.52	-	1.77	1.75	1 16	0.63	0.79
-	-	-	-	1.18	-	1 30	1 24	0 80	0 37	0 51
-	-	-	-	1 05	-	1 33	1.16	0 96	0.36	0.66
-	-	-	-	1.11	-	1 59	1 52	1.01	0.75	1 07
{S 49 6 ~60 7 2 08}	{S 49.6 ~60.7 2 30}	{S 49.6 ~60 7 2.09}	{S 49.6 ~53 7 1 20 S 55 7 ~60.7 0.17}	{S 53.7 ~H1.7 31.74}	{S 54 7 ~60.7 1 52}	{S 55 7 ~H1.7 20 12}	{S 55 7 ~H1.7 18.31}	{S 55 7 ~H1.7 11.51}	{S 55 7 ~H1.7 6.46}	{S 55 7 ~H1.7 8.09}

## 資料31 環境関係用語の解説

### 赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みかかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変る現象のこと。

### 悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質で、悪臭防止法施行令に定める8物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トメチルアン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）

### アメニティ（Amenity）

私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにパフンスがとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。

### 亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）

硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の中で二酸化硫黄のことをいい、石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく、刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり、植物を枯らしたりすることもある。

### 暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という

### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

刺激臭の強い腐蝕性のある有毒な硫黄カスのことで、亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）のはかに無水硫酸（SO<sub>3</sub>）等がある。大気汚染防止法施行令では、塵中の硫黄酸化物の量が規制されている。

### 閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことで、閾濃度、限界濃度ともいう

### 一酸化炭素

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のカスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

### 上乘せ基準

はい塵又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい基準をいう。

### SS(Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、はい塵等の語を使う。

### MPN(最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率論的に算出する方法、検水 100 ml 中の大腸菌群数で表す。

### 環境影響評価(環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

### 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

### 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、工場等を規制する規制基準とは異なる。

### クライテリア(Criteria)

クライテリアは、日本語で判定基準、判定条件又は判断基準と訳されるが、指標物質又は物性(群)の、人や水生生物に及ぼす影響に関し、必要な科学的知見の上に立って、それら物質、物性に関する許容濃度値や閾値等をまとめたものをいう

### 健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい、現在カドウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBが定められている。

### 光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化

学反応をおこし、光化学オキシダントを作る。このオキシダントはオゾンを主体とし、スモッグを形成し、目かいたい “せきこむ” “呼吸が苦しい” などの症状を引きおこす。

### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等） 管理型（汚でい等） シャ断型（有害物質を含む廃棄物）がある。

### 酸性雨

通常、雨のpH（水素イオン濃度）は、大気中の炭酸ガスにより5.6前後であり、これより低いpHの雨が酸性雨とされている。工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因といわれている。

### COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

### 浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という

### 振動レベル

振動の加速度をアジベル（dB）で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、アジベル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値である。

### 水準点

土地の標高を表す標石で、水準測定の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動を出す。

### 生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目をいい、現在 pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等が定められている。

なお、水質汚濁防止法の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、磷含有量、フェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、フッ素が加えられている。

### 精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標

尺を用い、誤差かできるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法かとられている。

### 騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB(アンヘル)数であり、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

### 総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することか困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式かとられている。

### 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

### WECPNL(うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みつけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

石油、カス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。

### 中間処理

廃棄物の最終処分に先だって行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物は減量化する目的で行なわれる。主な方法としては、廃却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等がある。

### DO(溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁か進行すると減少する。

### n-ヘキサン抽出物質（油分）

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンの抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、 $mg/l$ で表わす。

### ばい煙

燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカド、ウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

### 火格子面積

ごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子（ロストル）といい、この水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。

### BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。

### PCB（ポリ塩化ビフェニール）

DDTやBHCと同じ有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネ、油症事件等PCB被害が問題となり、現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。

### pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときを中性、これより数値の高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性という。

### ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表わすのに使われ、%が100分の1をいうのに対しppmは100万分の1を意味する。例えば、空気 $1m^3$ 中に $1cm^3$ の物質が含まれている場合、あるいは、水 $1kg$ 中に $1mg$ の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表わす場合にはppb（10億分の1）も用いられる。

### 富栄養化

湖水中に栄養塩類（窒素、リン等）が少なく生物生産（プランクトンの増殖等）の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。